

重阪最終処分場拡張事業 環境保全措置の実施状況の報告（第32回【2025年11月15日】） 期間：2025年 8 月15日～2025年 11 月14日

※ 処分場拡張工事は2021年6月に完了した。第15回以降は、廃棄物の埋立に伴う環境保全措置の実施状況について報告する。

環境要素		影響要因	実施内容	実施／未実施	備考	評価書記載頁
大気質	二酸化窒素	廃棄物の埋立 廃棄物の搬入に用いる車両の走行	廃棄物運搬車両や埋立用重機の更新にあたっては、排出ガスの発生が少ない低公害車の導入を促進する。	実施	2008年にエコアクション21の認証を取得し、環境マネジメントシステムを運用している。環境目標の一つとして低公害車の導入促進を取上げ、継続して取り組んでいる。	173
			廃棄物運搬車両の運転者には、制限速度を順守させ、無駄な空ふかしやアイドリングを行わないように指導を徹底する。	実施	同じく環境目標の一つとしてCO ₂ 排出量削減に取り組んでおり、その具体的な対策として継続して取り組んでいる。使用する運搬車両毎に毎月の燃費を発表し、指導を徹底している。	173
			廃棄物運搬車両や埋立用重機は、十分に整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を軽減する。	実施	上記と同様にCO ₂ 排出量削減の具体策として継続的な取り組みを行っている。	173
			廃棄物運搬車両の主要走行ルートは、沿道に人家等の立地が少ない、対象事業実施区域南側の工業団地内を通行する。	実施	国道24号線から工業団地内を通る運行ルートを選定し、主要ルートとしている。	173
			廃棄物運搬車両が集中することが無いように、適切に運行管理を行う。	実施	埋立用重機の運用上、廃棄物運搬車両の1日の搬入台数には制限がある。毎日の運行管理で運搬車両が集中するような状況を防止している。	173
	浮遊粒子状物質		二酸化窒素対策と同様の内容を実施する。	実施	二酸化窒素対策で記載した内容と同じ。	173
	粉じん等		処分場内の搬入用道路及び埋立区域等に適宜散水を行う。	実施	処分場内に場内道路用の散水車両と高圧放水用車両を常備しており、場内道路のほこりの立ち方を目安に道路と埋立区域への散水作業を適宜実施している。	164
			廃棄物運搬車両は、施設からの退出の際にタイヤ及び車体下回りの洗浄を行う。	実施	退場時に洗車設備にてタイヤ及び車体下回りを洗浄している。	176
			天蓋の無い車両は荷台にシートを掛ける。	実施	自社運搬車両では完全実施している内容であり、他社搬入車両にも処分場への受け入れ条件として提示している。	176
			廃棄物運搬車両の主要走行ルートは、沿道に人家等の立地が少ない、対象事業実施区域南側の工業団地内を通行する。	実施	国道24号線から工業団地内を通る運行ルートを選定し、主要ルートとしている。	176
			廃棄物運搬車両が集中することの無いように適切に運行管理を行い、粉じん等の最大発生量（ピーク）を低減する。	実施	埋立用重機の運用上、廃棄物運搬車両の1日の搬入台数には制限がある。毎日の運行管理で運搬車両が集中するような状況を防止している。	176

重販最終処分場拡張事業 環境保全措置の実施状況の報告（第32回【2025年11月15日】） 期間：2025年 8 月15日～2025年 11 月14日

※ 処分場拡張工事は2021年6月に完了した。第15回以降は、廃棄物の埋立に伴う環境保全措置の実施状況について報告する。

環境要素		影響要因	実施内容	実施／未実施	備考	評価書記載頁
騒音	騒音	廃棄物の埋立て 廃棄物の搬入に用いる車両の走行	埋立用重機は、低騒音型建設機械の採用に努める。	実施	2008年にエコアクション21の認証を取得し、環境マネジメントシステムを運用している。 環境目標の一つとして低公害車の導入促進を取上げ、継続して取り組んでいる。	191
			廃棄物運搬車両の更新にあたっては、発生騒音レベルが小さい低公害車の導入を促進する。	実施	同上	197
			廃棄物運搬車両の運転者には、制限速度を遵守させ、無駄な空ふかしやアイドリングを行わないように指導を徹底する。	実施	同じく環境目標の一つとしてCO ₂ 排出量削減に取り組んでおり、その具体的な対策として継続して取り組んでいる。使用する運搬車両毎に毎月の燃費を発表し、指導を徹底している。	197
			廃棄物運搬車両は、十分に整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を軽減する。	実施	上記と同様にCO ₂ 排出量削減の具体策として継続的な取り組みを行っている。	197
			廃棄物運搬車両の主要走行ルートは、沿道に人家の立地が少ない、対象事業実施区域南側の工業地域内を通行するルートとする。	実施	国道24号線から工業団地内を通る運行ルートを選定し、主要ルートとしている。	197
			車両が集中することが無いように、適切に運行管理を行う。	実施	埋立用重機の運用上、廃棄物運搬車両の1日の搬入台数には制限がある。毎日の運行管理で運搬車両が集中するような状況を防止している。	197
振動	振動	廃棄物の埋立て 廃棄物の搬入に用いる車両の走行	埋立用重機のアイドリングストップを励行するとともに、十分な点検、整備を行い、性能の維持に努める。	実施	環境マネジメントシステムの運用を継続しており、CO ₂ 排出量削減の具体策として継続的な取り組みを行っている。	207
			廃棄物運搬車両の運転者には、制限速度を順守させ、無駄な空ふかしやアイドリングを行わないように指導を徹底する。	実施	同上。 月1回の頻度で職員全員の運営会議を開催しており、その際に繰り返し指導を徹底している。	211
			廃棄物運搬車両の主要走行ルートは、沿道に人家等の立地が少ない、対象事業実施区域南側の工業地域内を通行するルートとする。	実施	国道24号線から工業団地内を通る運行ルートを選定し、主要ルートとしている。	211
			車両が集中することが無いように、適切に運行管理を行う。	実施	埋立用重機の運用上、廃棄物運搬車両の1日の搬入台数には制限がある。毎日の運行管理で運搬車両が集中するような状況を防止している。	211
悪臭	悪臭	廃棄物の埋立て	ガス抜き管を兼用する浸出水集排水管を敷設することで地中を好気環境に保ち、悪臭の発生を抑制する。	実施	ガス抜き管を兼用する浸出水排水管を計画どおり敷設した。	224
			廃棄物の埋立処分の進捗に併せて覆土を行い、悪臭の発生を低減する。	実施	埋立処分の進捗に併せて覆土を行っている。	224
			悪臭が発生しやすい夏場に下水汚泥を搬入する際は、風向等の気象状況に留意し、周辺地域に悪臭が拡散すると想定される場合は、即日覆土を行う。	実施	周辺地域に拡散すると想定される場合は即日覆土を行っている。	224

重阪最終処分場拡張事業 環境保全措置の実施状況の報告（第32回【2025年11月15日】） 期間：2025年 8 月15日～2025年 11 月14日

※ 処分場拡張工事は2021年6月に完了した。第15回以降は、廃棄物の埋立に伴う環境保全措置の実施状況について報告する。

環境要素		影響要因	実施内容	実施／未実施	備考	評価書記載頁
水 質	水の濁り	廃棄物の埋立て	新規埋立地の掘削工事に先立ち、洪水調整池の工事を行い、濁水流出を防止する。	実施	洪水調整池の整備工事に先行着手し、整備工事は2019年9月に完了した。以降は濁水流出の防止が継続できている。	265
			洪水調整池は、定期的に堆積物の浚渫を実施し、有効滞留容量を確保する。	実施	最近の清掃日 2021年6月3日に調整池底部の清掃を実施した。	265
	水の汚れ	最終処分場の存在 廃棄物の埋立て	埋立区域内外からの流入水は、埋立地内に流入して浸出水量を増大させないように速やかに洪水調整池に排水する計画とする。	実施	場内搬入道路に雨水排水溝を併設して埋立区域外からの流入水を排水し、埋立区域内の法面排水溝により廃棄物に接していない雨水は洪水調整池に排水するように設備を配置している。	268
			処理水放流水質は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく基準省令による排水基準を満足するとともに、放流先の状況や環境保全に留意して最新の技術により、高度な水準の処理を行う。	実施	基準省令による排水基準を十分に満足する放流水とするために必要な排水処理施設を計画どおり配備した。	268
			放流水質が、排水基準を上回る場合は、これを下げるための対策を講じる。	未実施	該当ケースに遭遇していないが、放流水を浸出水調整槽に一時貯留するなどして、再度排水処理を行い必要な水質改善のための対策を講じる。	268
			放流水及び河川水は定期的に水質調査を実施する。	実施	放流水は年2回の法定水質検査を実施し、河川水は年2回の奈良県による水質検査の他に3年毎に環境基準健康項目とダイオキシンを分析項目とする水質検査を実施している。	268
			水質調査の結果は、ホームページで公表する。	実施	水質調査結果は、毎月1回の頻度で更新してホームページで公表している。	268
動 物	重要な種及び注目すべき生息地	最終処分場の存在（埋立地及び掘削土仮置部） 廃棄物の埋立て	掘削土仮置部、埋立完了部分については、種子吹付や植林により緑化を行う。	実施	2018年～2019年の工事期間中に東側掘削土仮置場の法面（4段）に種子吹付を行った。現在は自然植栽による法面緑化も進行している。	310
			埋立用重機は、低騒音型建設機械の採用に努める。	実施	環境マネジメントシステムを運用しており、環境目標の一つとして低公害車の導入促進を取上げ継続して取り組んでいる。	310
			埋立用重機及び廃棄物運搬車両は、無駄な空ふかしやアイドリングをおこなわないように指導を徹底するとともに、車両が集中することが無いように、適切に運用管理を行う。また、十分に整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を軽減する。	実施	環境マネジメントシステムの運用を継続しており、CO ₂ 排出量削減の具体策として継続的な取り組みを行っている。月1回の頻度で職員全員の運営会議を開催しており、その際に繰り返し指導を徹底している。	310
			埋立用重機と廃棄物運搬車両の稼働時間帯は昼間の8時～17時とし、夜間の環境への負荷を軽減する。	実施	処分場の運用規則として処分場の稼働時間を8:00～17:00としている。	310
			浸出水処理施設の設備機器の性能の維持に努め、異常な騒音を発生することがないように適切に維持管理を行う。	実施	設備機器の性能の維持を図るために専従職員を配置している。	310

重慶最終処分場拡張事業 環境保全措置の実施状況の報告（第32回【2025年11月15日】） 期間：2025年 8 月15日～2025年 11 月14日

※ 処分場拡張工事は2021年6月に完了した。第15回以降は、廃棄物の埋立に伴う環境保全措置の実施状況について報告する。

環境要素		影響要因	実施内容	実施／未実施	備考	評価書 記載頁
植 物	重要な種及び群落	最終処分場の存在（埋立地及び掘削土仮置部） 廃棄物の埋立て	掘削土仮置部、埋め立て完了位置については、種子吹付や植林により緑化を行う。	実施	東側掘削土仮置場及び西側掘削土仮置場の法面に種子吹付を行った。	332
			緑化には外来種を用いないものとする。	実施	上記の種子吹付には在来種のヨモギ・カヤ等を含む種子を採用した。	332
生態系	地域を特徴づける生息地	最終処分場の存在（埋立地及び掘削土仮置部） 廃棄物の埋立て	掘削土仮置部、埋立完了部分については、種子吹付や植林により緑化を行う。	実施	東側掘削土仮置場及び西側掘削土仮置場の法面に種子吹付を行った。	352
			緑化には外来種を用いないものとする。	実施	上記の種子吹付には在来種のヨモギ・カヤ等を含む種子を採用した。	352
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	最終処分場の存在（埋立地及び掘削土仮置部）	掘削土砂の仮置きが始まった時点で東側掘削土仮置場の下部法面に植樹を行う。	実施	東側掘削土仮置場の下部法面（2段）の盛立てが終了した2018年に種子吹付を行った。	384
			現在の埋立地が埋立完了した後に植樹を行う。	未実施	該当工種に未着手	384
			埋立完了後は、新規埋立地、掘削土砂仮置き場に植樹を行う。	未実施	該当工種に未着手	384
人と自然との触れ合いの活動	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	最終処分場の存在（埋立地及び掘削土仮置部） 廃棄物の埋立て	快適性の変化については、大気質、騒音、悪臭、景観に係る環境保全措置を実施することで影響を回避する。具体的な内容は、各環境要素の項に記載のとおりである。	実施	大気質、騒音、悪臭、景観の各環境要素の項で記載のとおり	394
文化遺産	文化財及び埋蔵文化財包蔵地	最終処分場の存在（埋立地及び掘削土仮置部）	文化財保護法第93条第1項に基づく奈良県教育長あての発掘届を御所市教育委員会に提出し、その取扱いについては御所市教育委員会と協議を行い、適切な保全措置を講じる。 また、御所市教育委員会との協議結果や調査結果、環境保全措置の内容については奈良県及び関係市町村に報告する。	実施	- 平成28年2月18日～平成29年1月27日 御所市教育委員会と「周知の埋蔵文化財包蔵地」に近接した地区の工事計画案について事前相談する。 - 平成29年2月8日 奈良県教育長宛の発掘届を御所市教育委員会に提出 - 平成29年2月27日～3月1日 御所市教育委員会により計画敷地の埋蔵文化財確認調査を実施する。埋蔵文化財は確認されなかった。 - 平成29年3月31日 奈良県教育長より「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事について（通知）」を受領する。御所市教育委員会により工事着手時に現地立合を行う旨の連絡を受ける。 - 平成29年11月13日 埋蔵文化財包蔵地に近接した水路築造工事の実施に先立ち、御所市教育委員会の現地立合を実施する。 - 平成29年11月15日 工事着手 - 令和 3年 6月30日 工事完了	401